

議案第104号

つくば市救急隊不搬送事案検証委員会条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市救急隊不搬送事案検証委員会条例

(設置)

第1条 令和5年4月16日午前0時50分に通報を受けて出動した救急隊が、傷病者を医療機関に搬送しなかった事案（以下「救急隊不搬送事案」という。）について検証するため、つくば市救急隊不搬送事案検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、救急隊不搬送事案に関し、次に掲げる事項について検証を行い、その結果を取りまとめて市長に報告する。

- (1) 救急隊の活動における過失の有無に関する事項
- (2) 救急隊の活動に係る規程の整備及び救急隊員の教育・訓練における過失の有無に関する事項

2 委員会は、前項の所掌事務の遂行に当たっては、委員会の設置目的が個人の責任の追及を目的とするものではないことに留意しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、第2条第1項の所掌事務について必要な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1項の規定による報告を行う日までとする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により、委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、3人の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、会議を開かなければ救急隊不搬送事案の検証に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員会の調査権限)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、適当と認める者に説明、意見の陳述又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

2 委員会は、前項の説明又は意見の聴取に当たっては、当該者に対し、会議への

出席を求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定による調査を行わせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、消防本部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1項の規定による報告があった日後において規則で定める日限り、その効力を失う。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題専門委員会の委員の項の次に次のように加える。

救急隊不搬送事案検証委員会 の委員	委員長	日額 9,200円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円	一般職の職員
----------------------	-----	--	--------

		とする。	
	委員	日額 8,000円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員

(提案理由)

つくば市救急隊不搬送事案検証委員会を設置するため、この条例案を提出するものである。

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

(附則第3項関係)

改正後			改正前		
本則・附則 (略) 別表 (第2条、第4条関係)			本則・附則 (略) 別表 (第2条、第4条関係)		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会の委員	(略)	(略)	いじめ問題専門委員会の委員	(略)	(略)
救急隊不搬送事案検証委員会の委員長	日額 9,200円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員			
	委員	日額 8,000円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。			一般職の職員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)